

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○県有林規則の一部を改正する規則

(森林整備課)

一

告 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

一

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

二

○都市計画の変更(二件)

(都市計画課)

二

○土地区画整理組合の解散の認可

(同)

三

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(下水道課)

三

○土地改良区役員の退任の届出

(北部地方振興事務所)

四

○土地改良区役員の退任の届出

(東部地方振興事務所)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告

(契約課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

四

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

六

監 査 委 員 会

○行政監査結果に対する措置の公表

七

規 則

県有林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

県有林規則の一部を改正する規則

県有林規則(平成元年宮城県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 新型県行造林 県行造林のうち、森林の有する水源の涵養、土砂の流出又は崩壊の防止等の多

面にわたる機能の発揮を主目的とした林業経営の用に供することを目的とするものをいう。

第四条中「者の」を「者が」に改め、「百分の四十」の下に、「新型県行造林の立木竹にあつては、

百分の二十」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年十一月十一日

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年十一月四日

二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社須藤繁

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設許可番号

申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類

受付年月日

株式会社須藤建

本吉郡南三陸町志津川字大森町八十七

一般・特・二千七百七十

一部廃業 一般建設業

平成二十三年十月十三日

須藤 繁

株式会社佐々木

組 佐々木 俊治

登米市東和町米谷字元町百十一・二

一般・特・二千七百八十一号

一部建設業 大工工事業

平成二十三年十月十四日

東北土地開発株式会社 佐藤 孝男

石巻市中里二丁目十二・三

一般・十九千三百八十七号

全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業

平成二十三年十月四日

岩淵化学産業 岩淵 武光

栗原市若柳字川北新中谷地百二十八

一般・十八千三百六十四号

全部廃業 一般建設業 左官工事業 塗装工事業 防水工事業

平成二十三年十月十七日

株式会社山貴 白幡 文男

仙台市青葉区西花苑二丁目二・二十五

一般・十九千四百四十五号

全部廃業 一般建設業 建築工事業

平成二十三年十月十七日

株式会社カズ・コーポレーション 片倉 和子

仙台市青葉区上杉二丁目三・三十八

一般・十九千七百七十九号

全部廃業 一般建設業 建築工事業

平成二十三年十月十七日

株式会社アイテック 相澤 公仁彦

石巻市不動町二丁目六・五

一般・二十一千八百八十八号

一部廃業 一般建設業 管工事業

平成二十三年十月十七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 一・三・一 号 東松島石巻幹線

三・三・三十八号 曾波神線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 追加する部分
石巻市蛇田字東道上、同字東道下、同字西道下及び同字新沼向前の各一部
- 2 廃止する部分
なし

○宮城県告示第八百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 栗原都市計画道路

- 2 名称 三・三・一号 国道幹線

三・五・十三号 中央線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 追加する部分

栗原市志波姫堀口西風前、志波姫堀口西風前、志波姫堀口堂の沢、志波姫堀口沖、志波姫北堀口、築館字下宮野小牧及び同字城生野入の沢の各一部

- 2 廃止する部分

栗原市志波姫堀口西風前、志波姫堀口御駒堂、志波姫堀口堂の沢、志波姫堀口沖、志波姫堀口館輪、志波姫北堀口、志波姫八樟里、築館字下宮野小牧、同字城生野入の沢、同字城生野峯岸及び同字城生野地蔵堂の各一部

○宮城県告示第八百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第一項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所所在地

東松島市根古字鯉前五十四番地

三 解散事由
事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十三年十一月七日

○宮城県告示第八百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

加美町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

「中新田都市計画下水道事業」を「大崎広域都市計画下水道事業」に変更する。

- 2 名称

加美町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十三年一月十三日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年一月十三日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第八百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

「涌谷都市計画下水道事業」を「大崎広域都市計画下水道事業」に変更する。

2 名称

涌谷町公共下水道

三 事業施行期間

「平成四年十二月二十五日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成四年十二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第八百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十一月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年九月二十二日	今村 勝治	大崎市古川楡木字街道南五十二番地	理事

○宮城県告示第八百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北上川沿岸土地改良区の役員退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十一月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸村 俊幸

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年三月十一日	佐々木 末雄	石巻市北上町十三浜字高蒲田四十四番地	理事
平成二十三年三月十一日	只野 弘	石巻市釜谷字谷地中七十三番地	理事

公 告

○平成二十三年十月十八日付けで公告した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する物品

1 購入物品及び数量 除雪グレーダ 三台

2 納入期限 平成二十四年三月二十三日（金）

3 納入場所 各土木事務所

二 入札を中止する理由

入札に参加しようとする者がいないことが明らかであると認められるため、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百一条の三第三号の規定に該当することによる。

三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 加納 洋美 電話〇二一・二一一・三三三三）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 緊急配備支援システム用通信回線使用料 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十四年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に掲げる電気通信事業者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十三年十一月二十四日(木)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七二七二、内線二二三二)
2 入札説明書等の交付期限
平成二十三年十一月二十四日(木)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十二月七日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

<p>4 入札書の提出期限</p> <p>(一) 日時 平成二十三年十二月十九日(月)、午後五時まで</p> <p>(二) 場所 1に同じ</p> <p>(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時まで(二)に到達すること。</p> <p>ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。</p> <p>(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>5 開札の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十三年十二月二十日(火)、午前十時</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の通信回線使用料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p>	<p>8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Items/Services Required : Service of emergency deployment support system data line 1 set</p> <p>2 Duration of Contract: From March 1, 2012 to February 28, 2017</p> <p>3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places.</p> <p>4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., December 19, 2011</p> <p>5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL: 022-221-7171 EXT. 2232</p>
	<p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第十九号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p> <p>平成二十三年十一月十一日</p> <p style="text-align: right;">宮城県教育委員会 委員長 勅使瓦 正 樹</p> <p>一 日時 平成二十三年十一月十六日 午後一時三十分</p> <p>二 場所 教育委員会会議室</p> <p>三 事件</p> <p>1 教育長に対する事務の委任等に関する規則第二条第一項第五号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について</p> <p>2 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価の結果について</p> <p>3 宮城県生涯学習審議会委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員</p>

十二人
傍聴手続

- 傍聴希望の受付は、本議事会十五分前までに、本議事会の場に参加した傍聴希望者に行います。
- 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選となります。

お問い合わせ先
 宮城県青葉区本町三丁目八番一丁目
 宮城県選挙行政務課総務班（電話〇111-1111-31611）

留置状取組

〇宮城県監査委員告示第11号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成23年11月11日	宮城県監査委員	内海	太
	宮城県監査委員	佐々木	克
	宮城県監査委員	遊佐	勲左衛門
	宮城県監査委員	工藤	鏡子

- 監査委員の報告日
平成23年4月26日
- 知事から通知のあった日
平成23年9月30日
- 措置の内容
平成22年度行政監査の意見に対する措置状況

重点調査項目	監査委員の意見等	措置状況
(1) 指定管理者選定委員会	指定管理者の選考過程については、運用指針に基づき「指定管理者の選定に係る情報公開について」を作成して県民に情報公開しているが、より透明	平成23年5月17日に指定管理者制度運用指針を改正した。（改正前） 部局等選定委員会又は個別選定委員

性、客観性を確保する観点から、外部委員をより一層積極的に登用するよう検討すべきである。

（改正後）
 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とする。

施設によってはその特殊性に配慮し、業務内容等に精通する者の登用が可能となる個別委員会を活用することも検討すべきである。

指定管理者制度運用指針において、所管部局ごとに設置する委員会を基本とし、必要に応じて個別の設置条例に規定する委員会の設置を可能としているところであり、環境生活部や土木部、教育庁においては、既に個別の選定委員会を設置し運用している施設もある。今後必要に応じて個別選定委員会の設置を検討していく。

選定委員会における女性委員の登用状況を見ると、9委員会のうち女性委員を登用しているのは4委員会（44.4%）にとどまり、県の審議会等における女性委員を含む審議会等の比率95.4%を大幅に下回っている。また、有識者等外部委員のうち女性委員の登用率は31.8%となっており、県の目標値40%を下回っている状況にある。今後、有識者等外部委員の委嘱の際には、女性委員の登用についてより一層推進されたい。

今後は、公募回数が増えられていくことから、他の部局等所管の施設を含めた類似施設の状況も参考にしながら、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上がより図られるよう、評価の精度を高められたい。

現指定管理者と新規参入を目指す事業者との評価が公平に行われるよう配慮するとともに、新規事業者の参入意欲を喚起できるよう工夫されたい。

平成23年度から選定委員会の半数以上を外部委員としたことから、様々な分野の意見を聞くことにより更なる公平な評価が期待できる。また、今後も

		<p>現地説明会を開催するなど積極的な情報提供を進め、新規事業者の参入促進に努める。</p>
<p>② 指定管理者の募集</p>	<p>公募の場合には、応募者数を増やす対策が喫緊の課題であり、さらに民間事業者等の参入を促す工夫を講じるべきである。</p>	<p>これまでも、県政だよりや新聞への掲載、ラジオでの周知、関係団体の広報誌、メルマガへの掲載など各種メディアを活用し応募者数の増加に努めてきた。施設によっては、事業内容の特殊性により対象となる民間事業者が限定されるため、結果的に応募者数が限られる事情もあるが、今後とも効果的な応募者数増加対策を講じ、民間企業の参入促進に努める。</p>
	<p>一部の施設については公募に馴染まないとの意見もあることから、それぞれの施設の現場の実態をよく把握・分析し公募の適否について常に検証を行い、非公募とする場合は、非公募とする理由について県民への十分な説明が必要である。</p>	<p>現状が公募又は非公募で選定したかにかかわらず、選定の都度、公募・非公募の適否について検証し適切な選定に努める。また非公募とする場合は、選定結果を公表する際に非公募理由も明記する方向で検討する。</p>
<p>③ 指定管理期間</p>	<p>指定管理期間については、施設の性格と指定管理者の声にも配慮し、その施設の設置目的を達成するのに最も適切なものとするため、その妥当性について常に検証し、見直しを行う必要がある。</p>	<p>これまで弾力的な募集期間の設定は可能としてきたところであり、今後も施設所管課において施設の特性に配慮し、事業者が適切な準備期間が確保できるような募集期間の設定に努める。</p> <p>運用指針では3年又は5年のほか、特別な理由がある場合はそれ以上の期間も可能としている。今後も選定の都度、施設管理の効率化やコスト削減などを総合的に勘案し、施設所管課と指定管理者で十分検証した上で、適切な指定期間の設定に努める。</p>
<p>(4) 指定管理料</p>	<p>指定管理料の協議に当たっては、経費の削減のみならず、単なる価格競争に陥ることなく住民サービスの低下や労働条件の悪化につながるものがないように配慮する必要がある。また、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、公の施設の管理料として適切な金額を算定の上、協議に臨む必要がある。</p>	<p>協議にあたっては、今後経費削減の観点のみならず、施設の管理運営や住民サービスの向上にも配慮した適正な金額の算定に努め、指定管理者側も納得するよう十分な協議を行っていく。</p>
<p>(5) 指定管理者の事務引継</p>	<p>新規参入を促すためには、あくまでも指定管理者の交代を想定したスケジュールを募集要項に示すとともに、事務引継スケジュールを確立しておくなど柔軟な対応が必要である。</p> <p>また、指定管理者が交代することで、施設の運営上の支障や住民サービスの低下につながるよう留意する必要がある。</p>	<p>施設の特性を考慮した上で、選定の都度、利用料金制導入の可否について検討する。</p> <p>事務引継期間の設定については、11月議会における指定の議決後であれば引継ぎ開始が可能であることから、4月1日指定管理開始まで3ヶ月程度の期間設定が可能である。今後も施設の特性に応じて必要な引継ぎ期間が確保できるよう柔軟に対応する。</p>
<p>(6) 個人情報の保護</p>	<p>個人情報の保護について、指定管理者の中には幹部職員の問題意識が希薄で、管理方法等を十分に説明できない事例が見受けられた。今後は、幹部職</p>	<p>個人情報の取扱いについては、手続条例や個人情報保護条例、基本協定書において適正な管理について定めているほか、多くの施設では業務報告会や</p>

	<p>員が率先して個人情報保護の重要性を再認識するとともに、個人情報の適切な管理を実効性あるものとするため、運用の実態をしっかりと把握した上で、研修等を随時行い、適切な運用の周知徹底や職員の意識改革を図り、組織全体として個人情報の保護・管理の強化に努める必要がある。</p>	<p>職員研修などを通じて徹底しているところであるが、なおモニタリング等で運用の実態把握に努め、取扱いについて指導徹底していく。</p>
<p>(7) モニタリング・評価</p>	<p>モニタリング等の結果が単に「調査・公表」して終わりとなることのないよう、指定管理者と県とが共通認識に立って、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用するとともに、常に指定管理者との意思疎通を図りながらモニタリングを通じて住民ニーズを把握するなど、利用しやすい開かれた施設運営に努める必要がある。</p>	<p>モニタリング・評価については、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用し、指定管理者と意思疎通を図りながら共通認識のもと利用者アンケートを実施するなど、住民ニーズの把握に努め、施設運営に引き続き反映させていく。</p>
<p>(8) 指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後</p>	<p>今後とも、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえて、個々の施設の必要性の検証を行うとともに、その管理運営のあり方について、随時検討する必要がある。</p>	<p>公の施設については、指定管理者制度導入の適否のみならず、県自らが施設を所有し運営することの必要性も含めて、随時検討していく。</p>